

合法木材供給事業者認定申請書

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県木材組合連合会 殿

(申請者)

$$\frac{\partial}{\partial t} \left(\frac{\partial \mathcal{L}}{\partial \dot{\mathbf{q}}} \right) = \frac{\partial \mathcal{L}}{\partial \mathbf{q}}$$

事業者の所在地：

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

TEL :

F A X :

印

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいのので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|----------------------------|---|----------|
| 1 | 創業年、従業員数 | : | |
| 2 | 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量 | : | (別添のとおり) |
| 3 | 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 | : | (別添のとおり) |
| 4 | 分別管理及び書類管理の方針 | : | (別添のとおり) |
| 5 | その他(注) | : | (別添のとおり) |

注：その他には、資格（ISO、JAS 等）を持っていれば記入して下さい。

別添 1

分別管理及び書類管理方針書

会社名

令和 年 月 日作成

本方針書は、群馬県木材組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成 18 年 8 月 3 日）」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材、木材製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、（氏名） _____ を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材であるかそれ以外の木材であるか確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製材加工に当たっては、合法木材をそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ 製材品の出荷に当たっては、合法木材であることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、合法木材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材の入荷量、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

以上

合法木材供給事業者認定書

令和 年 月 日

殿

一般社団法人群馬県木材組合連合会
会 長

令和 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 :
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
認定の有効期間: 令和 年 月 日～令和 年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

番号
令和 年 月 日

木材・木製品の合法性・持続可能性証明書

殿

事業者の所在地 :
事業者の名称 : 印
代表者の氏名 :
団体認定番号 :

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

- 1 樹種 :
- 2 品目 (注③) :
- 3 数量 (注④) :

(注)

- ①本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、合法木材である等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ②上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を省略してください。
- ③丸太、製材、合板、集成材等を記述してください。
- ④商取引上の単位（m3、本、Kg、枚）にて記述してください。

別記 4 （合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告）

令和 年 月 日

一般社団法人 群馬県木材組合連合会 様

事業者の所在地	_____
事業者の名称	_____
代表者の氏名	_____
団体認定番号	_____
T E L	_____
F A X	_____

印

合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告

下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績を報告します。

記

1. 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

2. 分別管理者 _____

3. 主たる認定業務 （複数業種を有する場合は、主な業種の数字に◎、その他を○として下さい。）

- 1 素材生産 2 原木流通
- 木材加工（3 チップ、4 製材、5 合板、6 集成材、7 その他の木質ボード）
- 木材流通（8 製材品、9 合板・ボード類、10 集成材、11 その他）
- 12 その他（住宅会社の自家用製材品）

4. 合法木材の主たる製品 _____

（例：原木、杉製材品、桧製材品、集成材、など）

5. 木材・木製品の取扱量（総数）	入 荷 量	m ³
	出 荷 量	m ³

※会社として取り扱った木材・木製品の量

6. うち合法性の証明されたもの	入 荷 量	m ³
	出 荷 量	m ³

※「合法性の証明されたもの」とは、合法木材証明書を受け取り、分別管理し、合法木材証明書を交付した木材・木材製品です。

認定事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

殿

一般社団法人 群馬県木材組合連合会

貴事業体については、 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、
合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定要領第十の規定により、 年 月 日付
けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由

別記 1 ア (事業者認定申請書の様式)

合法木材供給事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県木材組合連合会 様

事業者認定番号：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名： 印

分別管理者名：

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 過去3年間の合法木材取扱実績量（該当する記号に○印をする。）
A：0～10 m³ B：11～100 m³ C：101～500 m³ D：501 m³以上
- 2 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
（変更のない場合は不要です。変更のある場合は、別添のとおり）
- 3 分別管理及び書類管理の方針
（変更のない場合は不要です。変更のある場合は、別添のとおり）
- 4 その他（注）
（変更のない場合は不要です。変更のある場合は、別添のとおり）

注：その他には、資格（ISO, JAS 等）を持っていれば記入してください。

別記 1 ア (事業者認定申請書の様式)

合法木材供給事業者認定申請書 (変更)

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県木材組合連合会 様

事業者認定番号 : _____

事業者の所在地 : _____

事業者の名称 : _____

代表者の氏名 : _____ 印

分別管理者名 : _____

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明を変更したいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 過去 3 年間の合法木材取扱実績量 (該当する記号に○印をする。)
A : 0~10 m³ B : 11~100 m³ C : 101~500 m³ D : 501 m³以上
- 2 事業所の敷地、建物及び施設 (土場、倉庫等) の配置状況
(変更のない場合は不要です。変更のある場合は、別添のとおり)
- 3 分別管理及び書類管理の方針
(変更のない場合は不要です。変更のある場合は、別添のとおり)
- 4 その他 (注)
(変更のない場合は不要です。変更のある場合は、別添のとおり)

注 : その他には、資格 (ISO, JAS 等) を持っていれば記入してください。

合法材認定にかかる経費

新規の場合

◎ 組合員

認定手数料	書類審査のみの場合	1 万円
	現地調査が必要な場合	実費
維持費	年額	2 千円

★3 年に 1 回の更新の為、1 年目合計 16,000 円

◎ 非組合員

認定手数料	書類審査のみの場合	10 万円
	現地調査が必要な場合	実費
維持費	年額	3 万円

★1 年目 : 130,000 円 2 年目 : 30,000 円 3 年目 : 30,000 円

継続の場合

◎ 組合員

認定手数料	書類審査のみの場合	4 千円
	現地調査が必要な場合	実費
維持費	年額	2 千円

★3 年に 1 回の更新の為、3 年ごと合計 10,000 円

◎ 非組合員

認定手数料	書類審査のみの場合	6 万円
	現地調査が必要な場合	実費
維持費	年額	3 万円

★3 年ごと : 90,000 円 翌年 : 30,000 円 翌々年 : 30,000 円